

上尾市手話言語条例

言語は、自身が認知・思考し、他者と意思を疎通し、知識を蓄え、複雑な思考や抽象的な論理を運用し、文化を創造する上で必要不可欠なものである。

手話は、手指や体の動き、表情を使い視覚的に表現する言語として、ろう者により長く育まれてきた。

しかしながら、明治13年、イタリア・ミラノで開催された世界ろう教育者会議において、ろう教育に関し、読唇と発声の訓練を基本とする口話法を手話法に優先させる決議が行われ、日本もその決議に従ってきた。そのため、ろう者は手話を習得し、又は手話で学ぶ機会を十分得られず、ろう者の言語である手話の使用は事実上制限されてきた。

現在は、平成18年の国際連合総会において採択された障害者権利条約、及びそれを踏まえ改正された障害者基本法において、手話は言語であると規定され、平成22年にカナダ・バンクーバーで開催された世界ろう教育者会議では、手話は教育プログラムにおいても、ろう者以外の者の言語と同等の権利を有していることを確認している。

それらの背景を市民がしっかりと認識し、ろう者が手話という言語を取り戻し、日常生活や社会生活の中で制限なく容易に使用できる環境を整備するため、また、ろう者とろう者以外の者との互いに尊重しあつた上で意思疎通を行い、平等に社会参画できる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者との共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害があり認知・思考・意思疎通に使用する言語が手話である者をいう。

(基本理念)

**第3条** 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) ろう者とろう者以外の者が、互いに個性と人格を尊重し合い共生していくことを基本として、互いに手話によって意思疎通を行う権利を尊重すること。
- (2) 手話は、本来独自の体系を持つ言語であり、ろう者が自ら生活を営み、知識を習得するために使用し、豊かな人間性を育み、知的かつ文化的な生活を営むために育んできたものであるということを理解すること。

(市の責務)

**第4条** 市は、手話に対する理解と手話の啓発を図り、市民が手話を使用することができる環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者とが共に暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本理念を尊重した上で、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

**第7条** 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話により意思疎通を図り、手話による情報取得を容易に行うことができる環境を構築するための施策
- (3) 教育の場における手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (4) 手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との連携・調和が保たれたものでなければならない。

3 市は、推進方針の策定又は変更に当たり、ろう者、手話通訳者及び関係団体等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

**第8条** 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。